

性的画像被害に遭わないために・・・

裸の画像や動画等がインターネットに掲載されたり、不特定多数の人に送り付けられる等の被害が発生しています。これを防止するために、

『私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律』

が平成 26 年 11 月に施行されました。



私事性的画像記録（物）とは

性交場面や衣服を着けない姿態等が撮影された画像、写真、USB メモリ等です。本人が第三者に見られることを了承した画像（アダルトビデオやグラビア写真等）は除かれます。

公表罪

撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列すること

例 元交際相手の裸の動画をインターネットの掲示板に載せた
盗撮した女性の裸の写真を近所のポストに投函した

罰則 **3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**



公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録（物）を提供すること

例 画像を公表させる目的で、元交際相手の裸の画像を友人に LINE で送った
写真を公表させる目的で、盗撮した女性の裸の写真を友人に手渡した

罰則 **1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金**

あなたが性的画像被害に遭わないためには・・・

性的画像等を撮影させない、送らない！

交際中に撮影した裸の画像等は、交際上のトラブルが発生した場合、悪用される危険性がありますので、絶対に撮影させたり、送らないでください。

相手から性的画像等をネタに脅されたらすぐ相談！

性的画像等が公表されていなくても、相手から画像等を公開する等と脅されたらすぐに相談してください。

被害の未然防止や拡大防止のためにも
すぐに最寄りの警察署に相談してください。



山形県警察
【相談ダイヤル #9110】